

固定資産納税通知書を活用した空き家対策への取組について

空き家の適正管理を促進するため、固定資産税納税通知書送付時に空き家関連チラシを同封する取組や、固定資産税納税通知書に空き家関連記事を掲載するため、来年度実施に向けて税務課と調整を行っています。

① 固定資産税納税通知書発送時に同封するチラシ（発送時は色紙使用）

② 固定資産税納税通知書への空き家関連記載例

① チラシ例

空き家の適正な管理は所有者の責任です

管理が十分でない空き家には、法律や条例に基づき、家屋の修繕や雑草の刈り取りなどを助言・指導しています。

近隣住民や周辺環境に配慮した適正な管理をお願いします。

管理不全空き家を増やさない取組
日本中で空き家の増加が問題となっています。特に高齢者単独のお住まいでは、「我が家の将来」についてご家族で話し合っておきましょう。

空き家を放置するといろいろな問題が！

- ☞ 老朽化による倒壊や、屋根や壁の崩落による通行人や近隣への被害
- ☞ 不審者の侵入や放火による火災の恐れ
- ☞ 動物のフンや尿などにより不衛生に
- ☞ 樹木や雑草が生い茂り、隣地や道路へはみ出して通行人への妨害や、害虫の大量発生
- ☞ 空き家が原因で他人がケガをした場合、所有者へ損害賠償を問われる可能性があります。



(空き家に関するお問合せ先) 産業建設部 都市計画課 0567(55)7126

②

● 土地の固定資産税は、地目など利用状況に変更のあるものを除き、令和3年度の評価替え（基準年度）の価格を3年間据え置くこととされていますが、地価の下落がみられる場合には、簡易な方法で価格を修正できるという特例措置が講じられています。このことにより、宅地及び宅地並みの評価の土地は、課税標準額については、評価額が下落していても負担調整措置により上昇している場合もありますので、ご確認いただくとともに疑問な点がありましたらおたずねください。

● 家屋についても、新築・増築や取り壊しなどが無い場合は令和3年度の評価替え（基準年度）の価格を3年間据え置くこととされています。

● 家屋の取り壊しについて

固定資産税は、毎年1月1日現在の所有者・現況により課税されます。

従いまして、同年の1月2日以降に家屋の取り壊し等がありましても引き続き課税されますが、翌年度以降は課税されません。

● 家屋の用途変更について

廃業等に伴い工場・店舗等の事業用家屋を住宅用（離れ・物置等）に利用状況を変更された場合、土地の固定資産税が軽減されることがあります。

※家屋の取り壊し・家屋の用途変更があった場合には、お手数ですが、愛西市税務課までご連絡ください。

● 内容について不明な点がありましたら、愛西市税務課までご連絡ください。

この「課税明細書」は再発行できませんので大切に保管してください。

● 空き家について

特定空き家等の敷地となっている土地は、住宅用地特例による軽減措置から除外される場合があります。

愛西市 税務課

TEL 0567-55-7122 (ダイヤルイン)

記載例